平成２４年（ワ）第３６７１号外 大飯原子力発電所運転差止等請求事件
原 告 竹本 修三 外
被 告 国 外１名

上　申　書

２０２４年（令和６年）９月２０日

京都地方裁判所 第６民事部合議はＢ係 御中

原告ら訴訟代理人 弁 護 士 出 口 治 男
同　　渡 辺 輝 人
外

２０２４年１２月２４日に予定されている赤松証人に対する反対尋問期日の進行について、以下のとおり申し入れる。

上申の趣旨

原告らは、被告らの反対尋問の後に再主尋問を予定しているところ、再主尋問は反対尋問終了後１時間の間隔をおいて始めるようにしていただきたい。また再主尋問の時間として１時間の時間をとっていただきたい。

上申の理由

反対尋問は、専門的内容にわたることが予想されるため、再主尋問に関する検討のための時間が必要であり、また再主尋問の時間も少なくとも１時間程度必要である。

以上